

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	3-2
処分の種類	都道府県ナースセンターの指定取消			
根拠法令条例 等・条項	看護師等の人材確保の促進に関する法律第19条			
処分の概要	都道府県ナースセンターの指定取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令に規定しつくされているため)</p> <p>【参考】看護師等の人材確保の促進に関する法律第19条第1項、第2項 第19条 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第15条第5号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第33条第1項の許可を取り消されたとき。</p> <p>(2) 職業安定法第33条第3項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間について、同条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定による更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後、同法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。</p> <p>2 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第15条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>(2) 指定に関し不正の行為があったとき。</p> <p>(3) この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠				